

泉佐野市「国際ビジネス促進業務委託」 仕様書

1 委託業務名

国際ビジネス促進業務委託

2 業務目的

市内企業の海外展開を支援するため、海外営業に必要な環境を整備し、オンライン等での商談を円滑に実施できる体制を構築する。

これにより、市内企業が安定的に海外バイヤーとの接点を持ち、オンラインやマッチングイベント等での商談機会を創出し、最終的には持続可能な海外販路の開拓を実現することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

実施者は、下記（１）～（８）に掲げる業務を実施するものとする。

（１）国際ビジネスに関するセミナーの企画・実施に係る業務

市内企業（15社程度）を対象としたセミナーを開催し、海外展開の最新動向や成功事例に関する情報を提供すること。セミナー実施にあたり、参加企業の募集や広報活動を行うこと。

（２）支援対象企業の公募・選定業務

選定基準に基づき、支援対象企業（5社程度）の選定を行うこと。なお、支援対象企業は食品・美容・日用品を中心とする消費者向け商品を扱う市内企業とすること。

（３）ワークショップの企画・実施に係る業務

選定企業を対象とした国際ビジネスに関するワークショップを複数回開催し、海外市場の理解、ターゲット設定、商談準備（資料作成、ピッチ練習等）を支援すること。

（４）海外バイヤーとの国際ビジネスに関する商談の設定・運営業務

選定企業に対し、アジア圏を中心とした海外バイヤーとの商談機会を設定する（各社3件以上を目標とする）こと。また、商談に向けた事前準備（企業・商品情報の翻訳、バイヤーへの提供等）や商談当日の運営サポート（通訳手配、技術的サポート等）を行うこと。

（５）個別支援及び進捗管理に係る業務

選定企業ごとの課題に応じたハンズオン支援や海外展開に向けた各社の進捗状況の可視化と管理を行うこと。

（６）問合せ対応業務

企業からの問い合わせに対応すること。

(7) 分析、報告に係る業務

本業務を調査・分析・効果検証のうえ、更なる効果的な施策についての提案を含む、事業報告を行うこと。

(8) 付帯業務

上記(1)～(7)に記載の業務に付帯関連する一切の業務も併せて行うものとする。

5 関係法令等の遵守

受託者は、業務委託の実施にあたり、本仕様書及び関係法規を遵守するものとする。

6 業務計画書

受託者は、業務開始前に、市と業務手順、方法、日程等十分に協議の上、業務内容の各項目についての業務計画をたて、業務計画書(任意)を提出すること。なお、業務計画に変更の必要が生じ、かつ、その変更内容が適切と判断される場合は、変更した業務計画を市に提出し、承認を得るものとする。

7 業務報告(定期・随時)

受託者は業務計画に従って業務を実施し、その業務の進捗状況について、定期的(原則2ヵ月毎)に市へ報告すること。また、市は必要に応じて随時に報告を求めることがあるので協力すること。

8 業務完了後の実績報告・業務報告

業務完了後、直ちに業務完了届(指定様式)を提出し、業務目的・内容に沿った業務実施による定性的・定量的成果を記載した業務報告書(任意)を市に納入すること。また、本業務を通じて作成したその他の成果物等がある場合は、すべて市に納品すること。

9 委託対象経費

対象経費は、本業務の実施にあたり発生する付帯作業に係る費用を含むすべての経費(人件費、物件費、一般管理費等)とする。ただし、他の補助金、委託費等により既に支弁されている経費や当該業務との関連が認められない経費は対象外とする。

10 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いについては、原則、精算払いとする。ただし、市と受託者の協議が整ったときは、概算払いを行うことができるものとする。

(2) 受託者は、本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること(区分し難い経費がある場合は、按分等により本業務に係る経費を算出すること)。

(3) 業務終了後、市に対して収入額及び支出額を記載した収支精算書を提出し、その精

算に関する支払いを証明する証憑書類につき、市の確認検査を受けること。

- (4) 委託対象経費のうち、不用額が生じた場合は、頭書記載の委託料に関わらず、該当する経費を減額した上で、市へ請求すること。また、不用額の全部もしくは一部がすでに支払い済の場合には、市からの請求に基づき、速やかに返還すること。
- (5) 市は、受託者の提案した業績評価指標が大幅に悪化する場合や業務の達成が見込まない場合には、委託料の減額・返還を求めることができるものとする。

11 その他

- (1) 本業務により、作成、補正、改編された記録等の著作権は市に帰属する。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 個人情報を取り扱うときは、法令等の規定に基づき、適切に処理すること。
- (4) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属する。
- (5) 対象経費等の詳細については、本業務の委託契約を締結する際に別途協議する。
- (6) 本仕様書に記載の無い事項については、市と受託者で協議の上、これを定めるものとする。
- (7) その他、業務の実施に際しては市の指示に従うこと。